案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
診療(調剤)報酬の審査及び支払に関する委託 契約	2024年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	62, 155, 000	生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会・局長通知)第5-1—(1)において、診療報酬の審査機関は社会保険診療報酬支払基金審査委員会とし、支払機関は支払基金とされているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
レセプト電子データ提供にかかる委託契約	2024年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	1, 780, 000	生活保護法による医療扶助運営要領(昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知)において、医療扶助等の診療報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険診療報酬支払基金兵庫支部に委託することとされており、同支部以外から診療(調剤)報酬明細書の電子データの提供を受けることができないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
介護報酬の審査及び支払に関する委託契約	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	14, 696, 000	生活保護法による介護扶助運営要領(平成12年3月31日付社援第825号厚生省社会・援護局長通知)第7-1-(1)において、介護報酬の審査機関は国民健康保険団体連合会に設けられた介護給付費審査委員会とし、支払機関は国民健康保険団体連合会とされているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
オンライン資格確認等システム及び医療保険者 等向け中間サーバー等における電子資格確認等 事務に関する委託契約	2024年4月1日	社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	3, 957, 000	医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務は、「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の生活保護法第80条の4第1項に基づき、保護の実施機関が社会保険診療報酬支払基金に委託できることとなっており、令和5年9月21日付社援保発0921第1号「医療扶助に係るオンライン資格確認等に関する事務の社会保険診療法主支払基金への委託について」にて社会保険診療報酬支払基金と委託契約を締結することとされているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市生活困窮者自立相談支援に係る地域づくり事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	158, 959, 000	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の向上を図る公共団体であり、高齢者・障がい者・児童等に対する各種社会福祉事業を全市的かつ総合的に実施できる市内唯一の団体である。 当該法人は、制度の隙間や枠外にある複合化した市民ニーズを受け止め、関係者と課題を共有し、生活支援を基本におきながら解決への道筋をつけていく地域福祉ネットワーク事業を行ってきており、これまでに構築したネットワークも活かすことができ、安定的に事業を実施できる団体は当該法人以外にはない	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市成年後見支援センターの運営に係る委託	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	57, 141, 000	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 また、本事業は法人後見業務や権利擁護事業(権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業)などの業務を実施している神戸市社会福祉協議会に委託することで、権利擁護事業全般について、包括的・効果的な事業運営が期待できる。また、市内においては、法人後見等受任の実績等があり、かつ公平・中立的な立場で、安定的に事業が実施できる団体は当団体以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
権利擁護事業の実施に係る委託契約	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	8, 377, 000	本事業は事業の性質上、公正・中立な立場での実施が求められるため、民間事業者や他の福祉団体への委託や競争入札にはなじまない。 また、委託内容である相談窓口の運営において、相談後の実際の支援として「日常生活自立支援事業」 (判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理を実施)があるが、この事業は国の補助制度上、実施主体が 社会福祉協議会に限定されているため、権利擁護相談全体を一体的に市社協に委託することで、福祉サー ビス利用援助事業との連携が取れ、相談から実際の援助まで制度の一体的な利用につながる。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
介護保険制度に伴う主治医意見書作成に係る研 修事業の委託	2024年4月1日	一般社団法人神戸市医師会	5, 243, 832	主治医意見書については、ほとんどが市内の医師・医療機関によって作成されており、また介護認定審査会においても医師が多数委員として審査・判定業務を行っている。このため、公正・公平な審査・判定のため、医師及び審査会委員(医師)に対して、主治医意見書の内容について、医学的・専門的立場からの研修が必要である。よって研修会の内容の検討、開催・運営にあたっては神戸市医師会に業務を委託することが最適と考えられる。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託(市内 在宅者)	2024年4月1日	市内の地域包括支援センター併設の居宅介 護支援事業所(76箇所)	164, 046, 960	介護保険法上(第28条5項・6項)、更新認定に係る調査は指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託し、これらに属する介護支援専門員に調査させることができるとされている。 市内在宅者の調査については、認定調査に関する指導や方針の共有、精度管理等、要介護認定の適正化が図られることより、76ヵ所の地域包括支援センター併設指定居宅介護支援事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
介護保険要介護認定調査に伴う業務委託(市外 在宅者・施設入所者の認定調査)	2024年4月1日	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	1, 163, 250	介護保険法上、新規認定に係る調査は市町村または指定市町村事務受託法人に、更新・変更認定に係る調査は指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委託し、これらに属する介護支援専門員等に調査させることができるとされている。市外の調査については、効率性や迅速な対応が求められることより、他市町村及び市外の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設並びに今後指定を受ける事業者に委託する。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
神戸市福祉乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2024年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	49 690 000	福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行ができないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証に かかる口座振込対応業務	2024年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	12 070 000	敬老優待乗車証および福祉乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「Pi TaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行ができないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車制度及び神戸市福祉乗車証 にかかる払戻し業務委託契約	2024年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	18, 888, 000	敬老優待乗車証ICカード及び福祉乗車証ICカードにチャージされたお金は、株式会社スルッとKANSA Iが所有権を有するため、季託予定先以外では木業務の履行ができないため	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
神戸市敬老優待乗車証にかかるPiTaPaカードシステム利用契約	2024年4月1日	株式会社スルッとKANSAI	99, 722, 000	敬老優待乗車証ICカードは、株式会社スルッとKANSAIが所有権を有する「PiTaPaカードシステム」を基盤としており委託予定先以外では本業務の履行ができないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
第37回こうべ長寿祭及び第36回全国健康福祉祭とっとり大会に関する委託業務	2024年4月1日	(公財)こうべ市民福祉振興協会	6, 000, 000	全国健康福祉祭とっとり大会(ねんりんピック)へは、各種文化・スポーツ団体からの代表選手が派遣されており、また、こうべ長寿祭の結果を踏まえて全国健康福祉祭への代表選手選考を行うなど、両事業を	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
神戸市認知症介護研修事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	15, 003, 000	本事業は、認知症介護に携わる専門職の知識・技術を底上げし、併せて市民の認知症についての理解を深め、市全体で認知症の人および家族等への支援体制を確立することを目的としており、介護職向け研修・市民向け研修は一体的に運営されることが望ましい。 本事業者は、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。デイサービスやえがおの窓口などの介護保険事業を実施しており、その認知症ケアに係る専門的なノウハウをもとに、講師とともに介護職向け研修のプログラムの作成・研修内容の決定を行うことができる。また、市民福祉大学等、福祉に関する他の市民向けの研修を実施しているため、効率的・効果的に研修の運営が可能である。このようなノウハウ・実施体制を有して効果的に事業を実施し、また事業目的達成のために両研修を一体的に受託・運営できる団体は、本事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課
認知症事業等の実施	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	16, 563, 000	内に支託・連高できる団体は、本事業有以外にない。 本事業者は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本 市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知 識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体であ る。 本事業の実施にあたっては、認知症に関する知識、あんしんすこやかセンターや地域団体等との連絡・調 整、若年性認知症に関する知識に基づく研修の企画・運営や講師等の調整・連携など、さまざまな要素が 求められるが、このような委託事業を実施できる体制を構築している団体は、市内において本事業者以外 にない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局高齢福祉課

			T		
レセプトデータ作成業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会 	(月額291,010円)	食文払耒務を安託しており、連合会は医療機関から达信されたレゼフトナーダを保有している。レゼフト 地方自治法施行令第16/余0 データを保有する無機関けなく 大業務は連合会へのみ季託可能なため	02 福祉局国保年金医療課
レセプト抽出データ作成業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	1, 122, 000円	大学 体育する地域関係なく、本来物は建日芸 (02 福祉局国保年金医療課
レセ電コード情報ファイル作成業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	1, 122, 000円	国民健康保険法第45条第5項に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会(以下、連合会)ヘレセプトの審 査支払業務を委託しており、連合会は医療機関から送信されたレセプトデータを保有している。レセプト 地方自治法施行令第167条6 データを保有する他機関はなく、本業務は連合会へのみ委託可能なため。	02 福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険及び神戸市福祉医療の第三 者行為損害賠償求償事務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	【単価契約】	国民健康保険法の規定により、業務委託先については兵庫県国民健康保険団体連合会に限定されているため。(国民健康保険法第64条第3項) 地方自治法施行令第167条の	02 福祉局国保年金医療課
マルチペイメントネットワークサービスを利用 した口座振替受付サービス取扱業務に係る委託 契約	2024年4月1日	株式会社三井住友銀行	受付手数料150円/件	「指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について」(告示第137号昭和39年3月31日)より、神戸市指定金融機関に定められているため。 ※口座振替受付サービスを利用するためには、本市と利用可能な各金融機関との間で業務委託契約を結ぶ 必要があり、「神戸市指定金融機関の事務取扱に関する契約書」に基づく公金収納事務に付随する事務と して、神戸市指定金融機関(三井住友銀行)が利用可能な各金融機関との間で覚書を締結し、追加費用負 担なしに各金融機関のとりまとめを実施している。	02 福祉局国保年金医療課
神戸市国民健康保険料収納代行業務委託契約	2024年4月1日	株式会社電算システム	月額基本手数料15,000円/月	平成15年度にプロポーザル方式により委託決定した㈱電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム整備を行っている。他の事業者に変更する場合、新たな事業者からのデータ受信にも対応するシステム対応が必要であるが、国民健康保険システムにおいて新たなシステム構築費用(概算で1千万円程度)が本市負担で発生する。数年後に市町村事務処理標準システムへの移行を控えている中、短期間しか運用しない現行システムと、今後運用する市町村事務処理システムへのシステム改修が必要であり、安価とは言えないシステム改修費が二重投資になる。政令指定都市20市のうち9市が当該委託先と契約しており、契約先として最多であり、取り扱えるコンビニエンスストア、スマホアプリ事業者数も最高水準である。収納代行事業に関する業務知見を十分に有しており、安全性の高い事業運営が期待できる。・総務省による自治体システム等標準化(市町村事務処理標準システム)の導入が控えており、短期間に仕様の変更を繰り返すことは公金収納の安全性からも好ましくない。収納代行業者の見直しの検討は標準化規格システムが導入される時期と同一のタイミングが望ましい。	02 福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務	2024年4月1日	株式会社電算システム	・収納取扱い金 件に りさ 77 円 ・ト記料全に係る消毒税及	平成25年度の業務委託開始の際には、神戸市後期高齢者医療システムにおいて、本事業者の仕様に合わせた収納データ送受信システムの構築・納付書等の出力様式変更(バーコード対応ほか)を約2千万円の費用をかけて行った。他の事業者に変更する場合、新たな事業者からのデータ受診にも対応するシステム対応が必要であり、後期高齢システムにおいて新たなシステム構築費用が本市負担で発生する。さらに、総務省による自治体システム等の標準化に伴い、神戸市後期高齢者医療システムにおいても令和7年度中に標準システムへ移行する予定である。それまでの短期間に仕様変更等を繰り返すことは公金収納の安全性からも望ましくはない。加えて、現在配布済みの納付書を利用できるようにするためには、委託先を変更した場合でも、本事業者との契約は継続する必要がある。以上のことから、収納代行業者の見直しの検討は標準化システムが導入される時期と同一のタイミングが望ましい。	02 福祉局国保年金医療課
長田ふれあいサロンの管理運営に関する委託契 約	2024年4月1日	長田一部協議会	1, 100, 000	当サロンは、地元からの要請を受け、地域活動、交流活動の拠点として設置したものであり、地域コミュニティ施設として自主的な管理運営を行うことができるのは、財産区(特別地方公共団体)であり、地方自治法施行令第167条の自治法では「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性を損なわないように努めなければならない。」(法第296条の5)と規定されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、履行可能な唯一の団体である。	02 福祉局人権推進課
中国帰国者等に対する日本語教室及び交流事業等の実施に関する委託契約	2024年4月1日	神戸中国帰国者日本語ボランティア協会中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会 特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センター	9, 997, 000	中国残留邦人等の地域生活支援については、平成19年に新たな支援法が成立し、平成20年度からは市区町村が実施主体となったが、民間団体への委託も可能とされている。その実施にあたっては、国の事業実施要領にあるように、中国残留邦人等の置かれた特別な事情や歴史的背景を踏まえながら、中国残留邦人等との信頼関係の下に実施することが重要であり、そのためには、地域での活動主体の協力が必要である。地方自治法施行令第167条の当該3団体は、本事業を委託する以前より日常的に中国残留邦人・中国帰国者の支援を行っており、中国残留邦人等のニーズを把握し、支援のノウハウを持つ団体である。神戸市内を拠点に活動する団体は上記3団体しかいないため。	02 福祉局くらし支援課
災害時要援護者支援事業	2024年4月1日	一般財団法人神戸住環境整備公社	2, 838, 000	一般財団法人 神戸住環境整備公社では、住民主体のまちづくりを推進するため、幅広い分野の専門家を登録し、地域団体からの要請に応じて専門家派遣を行っている。 本事業においては、避難支援等に取り組む地域の要援護者支援団体に対して専門家派遣を行っているが、それぞれの地区の実情を熟知し、阪神・淡路大震災等の災害への見識を踏まえた、適切なアドバイスができる専門家の選定が望まれる。 一般財団法人 神戸住環境整備公社は、①市内におけるまちづくり支援活動への豊富な実績を有する専門家が多数登録する市内唯一の団体であり、また、②公的団体として、本市におけるまちづくりへの知見を有し、かつ、公平な立場で最適な専門家を選定できることから、本事業において、円滑・適正な業務の遂行が可能である一般財団法人 神戸住環境整備公社でなければ、事業の目的を達成しえない。	02 福祉局くらし支援課
民生委員・児童委員研修業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	2, 060, 000	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会は、福祉サービスを必要とする者が、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図っている公共的な団体である。)2 福祉局くらし支援課
高齢者見守り調査事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市灘区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市垂水区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会		委託先候補の各法人は、地域福祉の専門的知識や情報を持ち、各区において民生委員と連携して、高齢者 見守り台帳の整備・友愛訪問ボランティアへの支援を行うことにより、地域見守り活動の中心的な役割を 果たしている団体である。 本事業の実施においては、民生委員やあんしんすこやかセンター等、見守り関係機関との調整が不可欠で あり、従前から見守り関係機関との連携体制を構築している上記法人以外に実施が困難である。	02 福祉局くらし支援課
地域拠点型一般介護予防事業における介護予防講座支援事業	2024年4月1日	公益財団法人兵庫県看護協会 一般社団法人兵庫県理学療法士会 公益財団法人兵庫県栄養士会 公益財団法人兵庫県歯科衛生士会 一般社団法人神戸市薬剤師会		委託候補先は、専門職団体として、技能・経験知識を有し、地域リハビリテーションや地域における介護 予防に対して第一線で活動をしている。また、人材育成体制があり一定数の専門職を確保でき、安定して 専門職を派遣し、質の高い介護予防講座の提供を行うことができる体制が整っている唯一の団体であるた め。 地方自治法施行令第167条の	02 福祉局介護保険課

		地域で活動するNPO法人等52法人		事業は高齢者が身近な地域のつどいの場へ参加することによって、地域の方との交流などが期待でき、		
地域拠点型一般介護予防事業	2024年4月1日	地域(冶動)。WII U/A八寺JZ/A八	結 129, 985, 750 地	事業は高齢者が身近な地域のうといの場合を加りることによって、地域の力との文流などが場合でき、 果として日頃の見守りや支え合いの関係を育むことにもつながっている。地域の特性を熟知し、身近な 域におけるデイサービス事業の実績や、高齢者福祉事業もしくは地域福祉事業の実績があり、継続性を ちながら本事業の趣旨に沿って実施できる委託先は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
神戸市あんしんすこやかセンター弁護士相談に係る委託契約	2024年4月1日	兵庫県弁護士会	つ。 委 1回につき25,000円 見 タ・ 76	んしんすこやかセンターの様々な困難事例に対しての法的な助言は、高齢部門に関する高度な知識を持 弁護士以外にできない。 託先は、兵庫県弁護士会高齢者障害者総合支援センター運営委員会に所属している弁護士など、成年後 のみならず、虐待事件や精神保健に関しても一定の知識と経験を持つ弁護士をあんしんすこやかセン 一弁護士相談に派遣している。 か所のあんしんすこやかセンターからの相談に対応可能な弁護士を派遣できる団体は、多くの弁護士が 属している兵庫県弁護士会以外にはない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
自立センターあづま管理業務に係る委託契約	2024年4月1日	株式会社フューチャースピリッツ	4 000 000 公	益財団法人神戸市スポーツ協会は、生涯学習支援センターの指定管理者として建物全体の管理を担って り、同協会以外では共用部分の管理を行う者はいないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
障害者福祉センター条例に基づく委託事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	本及必 を 5,830,000 者 ま 障 身 支	事業は、身体障害者の社会参加の促進と健康の維持増進及び自立生活の支援を目的に、身体障害児・者び家族等に対して文化教養の向上に資する講座、スポーツ及びレクリエーション等の開催と社会生活に要な知識の習得や体験の場を提供するものである。よって、現在の社会状況と障害者の日常の状態など踏まえ、身体障害者の日常生活における課題や習得すべきスキルを的確に把握する必要がある。当法人、市内の肢体障害者、視覚障害者、聴言障害者の当事者団体で構成される連合体であるため、身体障害のライフスタイルや生活上で困っていることを、常日頃より当事者から直接聞き十分に把握している。た、居宅介護・重度訪問介護・移動支援(自立支援給付)や福祉有償運送(福祉タクシー)を運営し、害者の在宅生活の支援を行っている。 体障害者の状況や困っていること、課題を幅広く迅速かつ的確に把握し、加えて事業者としての障害者援のノウハウやスキルも有している法人は、市内で他にないため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
特定健診・特定保健指導等費用支払事務及び データ管理等業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	741, 290, 000 国	民健康保険の特定健康診査・特定保健指導のデータ管理は、国民健康保険中央会が構築し各都道府県の 民健康保険団体連合会が管理・運営する全国的・標準的なシステムにより行っており、本市国保が委託 能な団体は、兵庫県国民健康保険団体連合会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
特定健診・特定保健指導業務	2024年4月1日	一般社団法人神戸市医師会公益財団法人兵庫県予防医学協会兵庫県厚生農業協同組合連合会	(医師会) 333, 758, 000円 (予防医学協会) 250, 963, 000円 (JA) 33, 978, 000円 性る 有た	に応じ、がん検診等の各種検診と一体的に、地域巡回で大規模な集団健診を運営できる唯一の機関であため。また、兵庫県厚生農業協同組合連合会は、須磨・垂水・西・北区の郊外部を中心に複数の拠点をしており、当該地域において本業務の実施に必要な体制を十分確保することが可能な唯一の機関であるめ。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
後期高齢者健康診査	2024年4月1日	一般社団法人神戸市医師会 公益財団法人兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会	本 (医師会) 53, 183, 000円 療 (予防医学協会) 集 (JA) 8, 387, 000円 性 る	別健診 業務を全市域で実施するにあたり、一般社団法人神戸市医師会は、専門的知識・技術を有する多数の医機関が市内全域にわたって加入する唯一の団体であるため。 団健診 庫県予防医学協会は、本業務を実施するための専門的知識・ノウハウを有するほか、健診対象者の利便 に応じ、がん検診等の各種検診と一体的に、地域巡回で大規模な集団健診を運営できる唯一の機関であ ため。また、兵庫県厚生農業協同組合連合会は、須磨・垂水・西・北区の郊外部を中心に複数の拠点を しており、当該地域において本業務の実施に必要な体制を十分確保することが可能な唯一の機関である め。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
神戸市国保フレイルチェック実施業務	2024年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会 兵庫県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人神戸市薬剤師会	特 (予防医学協会) 施 11, 193, 000円 (JA) 2, 523, 000円 (薬剤師会) 14, 573, 900円 病 健	集団健診会場での実施:予防医学協会・厚生農業協同組合連合会】 定健診集団健診会場におけるフレイルチェックでは、特定健診の受診者に対して健診時間内に会場の限れたスペース内で検査を終える必要があることから、対象者の確認と各種検査を特定健診と一体的に実することが不可欠であり、集団健診の委託先に委託する必要がある。薬局での実施:神戸市薬剤師会】 レイルチェックでは、医療専門職が服薬状況等も踏まえた保健指導を行う必要があり、指定医療機関にける特定健診(個別健診)と併せた利用を想定している。そのため、効果的・効率的な実施のためには院・診療所の近隣の薬局で実施することが不可欠である。神戸市薬剤師会は、服薬状況等を踏まえた保指導を行うことができる薬剤師を擁し、医療機関の近隣の薬局が市内全域にわたって加入している唯一団体である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムオペレータ業務	2024年4月1日	アイクラフト株式会社	当般 プ設 5, 082, 000 本設場 以	該事業者は後期高齢者医療システムの障害監視やデータ自動連携に関わるサーバを構築し、システム全の障害監視および県広域連合システムとの各種データの自動連携・配布先自動振分けなどに関わる作業ロセスの自動化およびプログラムの設計開発を行い、機能強化を実施してきた。また、業務端末の増、ネットワーク機器の設定変更、システムの利用者のID追加・変更・削除などの運用業務も実施している、 委託業務については各サーバ構成やシステム仕様などに精通している必要があり、かつ、当該事業者が計構築した障害監視やデータ連携機能および各種連携プログラムについて、同一の者以外に改修させた合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じる。上のことから、当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
令和6年度国民年金システム運用保守業務	2024年4月1日	株式会社JSOL	現善本 62, 040, 000 者 ど すな	行の国民年金システムは、株式会社JSOLが開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う開発、改を重ねてきた本市固有のシステムである。システムの運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び改修した当該事業以外にシステム運用保守を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるな、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。以上のことから、必要な要件を熟知る当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
年金システムマイグレーション調査検証	2024年4月1日	株式会社JSOL	現 市 36, 234, 000 務 口	行の国民年金システムは本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきた本固有のシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。そのため、本事業者に本業を委託する。また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外に本業務を施行させた場合、既存プグラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム運用に支障を生じ業務が立ち行かなくな恐れがある。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局国保年金医療課

		T				
後期高齢者医療システムアプリケーション保守 業務	2024年4月1日	日本電気株式会社神戸支社	41, 852, 580	現行の後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社神戸支社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う開発、改善を重ねてきた本市固有のシステムである。 本システム保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。また、設計及び改修した当該事業者以外にシステム運用保守を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。以上のことから、必要な要件を熟知する当該事業者に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局国保年金医療課
はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業 システム保守業務	2024年4月1日	株式会社日立システムズ関西支社	4, 633, 200	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業システム(以下「システム」という。)は、平成29年10月に見積もり合わせにより落札した㈱日立システムズ関西支社(以下「同社」という。)が当時神戸市で所有していたプログラムをもとに、現行のシステムを構築した。構築後も仕様書作成、サーバ構築(OS更新対応・ミドルウェアのアップデートによるシステム改修)、及び本市の独自仕様に基づく数々のシステム改修を行ってきた本市固有のシステムであり、システム開発者である同社に委託することが、最も安全・確実であり、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
市役所内障害者トライアル実習業務に係る委託 契約	2024年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	1, 100, 000	トライアル実習は、就労系障害福祉サービス事業所等に通所する市内全域の障害者を対象としており、当該事業所との調整等行い全市をとりまとめる必要がある。 本市では、市内各地域を拠点としたしごとサポートを4か所設置し、当該事業所を含め、地域の雇用、福祉、保健、医療等関係機関と連携して障害者の就労支援を行っているが、その各しごとサポートの統括をしごとサポート中部が担っており、市内全域の障害者のトライアルの必要性の判断や、ジョブコーチを含めた就労のサポートをできるのは本事業者以外ない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
ICTを活用した障害者の就労支援業務	2024年4月1日	社会福祉法人プロップ・ステーション	23, 472, 000	本事業者は、平成3年の発足後活動を継続しており、ICTを駆使した在宅障がい者の就労支援や能力開発について多くの実績がある。また、障がい者への発注を検討する企業に対する相談支援やマッチングについても精通している。 本業務は、専門性を有する人員の確保や個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性があり、本事業者以外に同様の実績が期待できる適切な委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
知的障害者福祉就労促進事業委託契約	2024年4月1日	株式会社いくせい	466, 464, 900	知的障害者福祉就労促進事業は、知的障害者の就労の場の拡大を図るとともに、その特性を引き出し、支援・指導するという性質をあわせもつ事業であり、単に経済的効率性を求めるべき性格の事業ではないため、競争入札に適さない。また、知的障害者が働き続けるためには指導面や体力、年齢等への配慮が必要であるが、当該業者は様々な事業所で事業を行っていることから、個々の障害者の体力、年齢に合わせ、配置転換等により一人ひとりにあった仕事をさせることができる企業である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
神戸市意思疎通支援事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会	39, 628, 000	本事業は、聴覚障害者へ手話通訳者もしくは要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援するとともに、その支援者を養成する事業で地域生活支援事業の必須事業である。また、正確かつ円滑な意思疎通支援には手話通訳や要約筆記の技術的スキルだけでなく、支援者が聴覚障害者と日頃より交流を持ち、聴覚障害者の日常の状態を十分に把握していることも重要である。当法人は、各区において聴覚障害者と健聴者との地域での交流を目的とし活動する『手話サークル活動』および全市で活動する『要約筆記サークルこうべ』と日常的に連携を取っており、手話等に関する情報提供を行うとともに、聴覚障害者のニーズの把握が可能である。これにより聴覚障害者と支援者(手話通訳者、要約筆記者)の状況を把握し、適切なマッチングを行うことができる。また、聴覚障害者との交流の中で、意思疎通の場面で聴覚障害者が必要としていることや課題をいち早く的確に把握しており、養成講座においてより実践的なプログラムの構築を行うことができる。このように日頃より市内の聴覚障害者と交流を持ち、聴覚障害者のことを把握している団体は、当法人以外ない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び通訳・介 助員養成研修等事業	2024年4月1日	特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	7, 208, 000	本事業は、①視覚障害と聴覚障害との重複障害者に対し意思疎通の支援と介助を行う支援者を派遣、②またその支援者を養成するものであり、地域生活支援事業としての県必須事業である。 兵庫県下の登録盲ろう者数は数十名と非常に少ない。そこで事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市及び本市の3者共同事業として実施している。 3者の役割分担として、委託先の調整は兵庫県が実施するものとなっており、令和6年度の委託先として、兵庫県が委託候補者を選定した。なお、同法人は居宅介護や重度訪問介護、同行援護の事務所も運営しており、障害者への同行等の介助は非常に高い専門性を持っている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
KOBEシニア元気ポイント事業	2024年4月1日	株式会社フューチャースピリッツ	73, 346, 000	次の理由により株式会社フューチャースピリッツを委託先として選定する。 ①活動実績の履行確認システム(位置QRコード、ICカードリーダー単体)及び対象施設・登録者・活動実績等の一元管理システムなどの開発は、株式会社フューチャースピリッツが行ったものであり、障害対応や修正を行う場合はプログラムの調査分析を行わなければならないが、プログラムの内容に精通している本事業者は当該システムと密接不可分な関係にある。 ②本事業者は、当課が進める他部局等と連携したイベントにおける活動において、これまでの全てのイベント等で対応しており、各種調整・現場対応のノウハウを有する。 ③本事業者は、上記のシステム及び現場対応ノウハウ等に加え、ボランティア活動希望者や受入施設への広報・制度説明・ポイント付与と交換事務・対象施設と登録者のマッチング等、ボランティアポイント事業全体について、ワンストップで管理運営できる知識と経験を持つ唯一の企業である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
介護保険制度の審査支払等に伴う兵庫県国民健 康保険団体連合会への委託業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	116, 876, 000	介護保険法第41条第10項に、市町村が連合会に当該業務を委託できる旨が定められている。(他の団体への委託は認められていない)	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
歯・口腔を介しての介護予防に関する業務	2024年4月1日	公益社団法人神戸市歯科医師会	8, 300, 000	神戸市歯科医師会は市内全域にわたって歯科医療機関が加入しており、全市をカバーする唯一の団体であり、長年にわたる口腔ケアの普及啓発に関する実績を有しているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
介護保険システム運用保守業務委託契約	2024年4月1日	株式会社日立製作所神戸支店	140, 817, 600	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局介護保険課
(第9期制度改正対応)基準費用額の見直に係 る介護保険システム改修(R6実施分)	2024年4月1日	株式会社日立製作所神戸支店	4, 752, 000	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。		福祉局介護保険課
介護保険認定審査会支援システム運用保守業務	2024年4月1日	株式会社両備システムズ	19, 173, 000	当該システムを運用するにあたっては、システム内容や機器仕様を熟知し、効率よく運用するオペレーターが作業を行う必要がある。 株式会社両備システムズは同システムの開発業者で、当該システムは同業者が保有する著作物を使用しているとともに、使用機器に熟知し、プログラム管理、データ管理でも実績があり、本市との契約においても適宜業務改善を行ってきた結果、委託開始当時より処理件数が倍増してきているにもかかわらず、人員体制を変更することもなく対応できている。また、当該システム保守は同業者が保有する著作物を使用しているため、他の業者に変更することはできない。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局介護保険課

		株式会社野村総合研究所		㈱野村総合研究所は、平成6年8月の「第2回保健福祉情報システム機種選考委員会」において高い総		
		177-02 121 1 1 100 H 91 / 01 / 1		合評価を得て開発業務の委託先とすることが適当とされ、「神戸市福祉情報システム」の開発を行なって きた。		
				開発にあたっては同社が著作権を有する福祉情報総合パッケージ「アソシエ」を基本とし、また、運用 監視装置についても同社の「千手(Senju)」を採用し、データベースソフトには同社が推奨する「オラク		
介護保険認定管理システムのソフトウェア(千 手)の保守業務	2024年4月1日		1, 223, 640	ル」を採用している。 そのため、「神戸市福祉情報システム」に含まれていた本システムの保守には「アソシエ」「千手」 「オラクル」を一体として扱うための技術・知識が必要であるが、同社は本システムに関する豊富な専門	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
				知識とノウハウを有している。 他社へ委託した場合には「アソシエ」「千手」についての技術・知識が十分でなく、当市が求める業務 内容を達成することは困難であり、また、プログラムの著作権等の問題から、他の業者に情報公開することはおませます。		
				とも困難である。 障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、同法第		
障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払 い事務の委託	2024年4月1日		118円/1件	29条第7項に介護保険と同様に国保連合会へ委託できる旨が定められている。(他の団体への委託は認められていない) 国保連合中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払事務を担当する唯一の団体である、兵庫	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
		 兵庫県国民健康保険団体連合会		県国民健康保険団体連合会へ支払事務を委託する。 障害者総合支援法にかかる介護給付費等の支払いについては、各市町で支払事務を行っているが、同法第		
児童福祉法にかかる障害児給付費等の支払事務 委託	2024年4月1日		118円/1件	29条第7項に介護保険と同様に国保連合会へ委託できる旨が定められている。(他の団体への委託は認められていない) 国保連合中央会の下部組織として兵庫県下の事業者に対する支払事務を担当する唯一の団体である、兵庫 県国民健康保険団体連合会へ支払事務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
		公益財団法人神戸市スポーツ協会		神戸市生涯学習支援センターの一部分について、福祉局と同センターを所管する文化スポーツ局とで使用		
中央地域活動支援センターの管理業務	2024年4月1日		1, 266, 000	協定を締結し、障害者地域活動支援センター中央の運営場所として活用している。本件委託先は、神戸市 生涯学習支援センターの指定管理者として、建物全体を一体的に管理しているため、同法人以外に、共用 部分の管理を実施できる他の委託先が存在しない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
		事業の性質上、非公開		委託先候補に求める要件について、 ・養護者による障害者虐待の被虐待者は知的障害者が最も多いため、知的障害者に対応できる施設である こと。		
障害者緊急一時保護事業(障害者虐待対応)	2024年4月1日		1, 773, 200	・24時間体制の確保が確実であり、単独事業所と比べ被虐待者の安全確保が期待できる。 ・併設している短期入所事業所と入所施設の施設規模が大きく、受け入れ体制の確実な確保が期待でき る。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
				・虐待者から被虐待者を分離する際にも保護先が分からないようにするため、市内に複数の事業所を有していること。 これらを満たすところは他にないため、引き続き同法人に委託するものである。		
国民健康保険におけるレセプト及び療養費支給 申請書等の審査支払事務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	278, 174, 000	当該審査支払事務については、国民健康保険法第45条第5項により、市町村は国民健康保険団体連合会又は 社会保険診療報酬支払基金に審査支払事務委託を行うことができると規定されており、そのうち、国民健 康保険に係る事務を行っているのは国民健康保険団体連合会のみであり、事務の円滑な遂行の観点からも 国民健康保険団体連合会に委託することが適当であるため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
		兵庫県国民健康保険団体連合会		国民健康保険団体建立芸に安託することが過当でめるため。 国民健康保険の管理運営において、診療報酬明細書(レセプト)のチェックを行う業務は数多くあり、膨 大な件数のレセプト請求の中から必要なレセプトの抽出や確認等を効率的に行う必要があるが兵庫県国民		
「保険者レセプト管理システム」運用管理業務	2024年4月1日			は 健康保険団体連合会は、レセプト等の審査支払事務について高度な専門知識と技術を有しており、かつ、 国民健康保険中央会が全国統一の仕様で開発した「保険者レセプト管理システム」を運用できる県下で唯 一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
神戸市届書受付管理システムの業務追加による 届書追加開発	2024年4月1日	株式会社JSOL		届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの開発業務を 正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等に かかる知識を保有することが必須となる。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム改修業務(税制改正6年 度対応)	2024年4月1日	富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部		国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼動している。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
		 富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部		式会社はこれらを有する唯一の業者である。 国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼		
国民健康保険システム改修業務(番号制度データ標準レイアウト変更6年度対応)	2024年4月1日			動している。 本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株 式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
福祉医療費(柔道整復施術療養費)の審査支払 事務の委託	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	52, 581, 000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)と社会保険診療報酬支払 基金(支払基金)の2機関であるが、支払基金は柔道整復施術療養費の審査支払が法定されていないた め、国保連合会に委託する。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
国民健康保険・後期高齢者医療被保険者にかか る福祉医療費(一般医療)の審査支払事務の委 託	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会		医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)と社会保険診療報酬支払 基金(支払基金)の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費(国保分)の請求先につ いては、兵庫県が国保連合会と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
広域連合システムサーバ機器更新にかかる後期	2024年4月1日	株式会社インテック	4 378 000	現行の後期高齢者医療システムの基盤は本事業者が構築し、稼働後も広域連合システムの改修等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積したネットワーク設計や仮想化基盤・仮想端末等にかかる知識を保有することが必須となる。そのため、本事業者に本業務を委託する。また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外に本	地方自治法施行令第167条の2	
高齢者医療システム対応業務	<u> </u>			業務を施行させた場合、既存基盤との瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、基盤運用に支障を生じ業 務が立ち行かなくなる恐れがある。		田皿刈巴 体节业 色凉床
認知症地域支えあい推進事業	2024年4月1日	公益社団法人兵庫県看護協会 一般社団法人兵庫県理学療法士会 一般社団法人神戸市薬剤師会 公益社団法人兵庫県栄養士会		委託先は、他の事業においても、長年の地域への専門職派遣の実績があり、それぞれ、市内の各専門職が加入しており、全市を取りまとめている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局高齢福祉課
		公益財団法人兵庫県歯科衛生士会 神戸市医師会		神戸市医師会は、市内全域にわたって医療機関が加入している全市をカバーする唯一の団体である。他の		
認知症診断助成制度(認知機能検診)	2024年4月1日		134, 693, 000	検診等においても長年にわたる実績・信頼性があり、認知症診断助成制度については運用開始期からの実績がある。 相当数の医療機関での検診や精密検査の実施、またそのための医療機関の選定や研修、検診・精密検査結果の集約等が必要であり、これらを行うことが出来るのは、神戸市医師会のみである。	地方自治法施行令第167条の2	 福祉局福祉局高齢福祉調
神戸市住宅改修助成事業に係る委託業務	2024年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療介護推進財団	48, 884, 000	本の条約等が必要であり、これらど打りことが出来るのは、行戸市区師芸のかである。 作業療法士、建築士、福祉関係職種が、チームを組んで、対象者の自宅を訪問し、身体・生活状況に応じ た住宅改修計画を専門的な視点で作成している。委託先は、リハビリテーション病院を運営しており、身 体障害者の在宅復帰に関する知識と技術を有しており、本事業を適切に実施できる事業者は他にないた	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局高齢福祉課

地域支え合い活動推進事業	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会		神戸市社会福祉協議会は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、本市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉やコミュニティワークの専門知識・技術を有している団体であり、全市的かつ総合的に地域福祉事業を実施できる市内唯一の団体である。 当該事業においては、生活支援・介護予防基盤整備事業を行うことから、あんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員や民生委員等の地域団体と連携し、専門的な観点から地域コミュニティの実態を把握し、適切な資源開発やニーズの把握を行う必要がある。そのために専門性を有する人材の確保や、安定的かつ効率的な事務遂行できる団体は当事業者以外にはない	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局介護保険課
国民健康保険システム改修業務(産前産後保険 料軽減導入/6年度作業)	2024年4月1日	富士通Japan株式会社兵庫支社	18, 327, 760	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
国民健康保険システム運用保守業務	2024年4月1日	(代表者)富士通Japan株式会社	221, 765, 280	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼働している。本運用保守業務を正確かつ円滑に進めるためには、開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム使用等に係る知識(富士通Japan)及びソフトウェア(FLCS)を要することから、これらの業務を行えるのは富士通Japan及びFLCSで構成される神戸市国民健康保険システム運用保守業務共同事業体が唯一の業者である。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局国保年金医療課
国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	23, 020, 331	都道府県単位で資格及び給付情報を管理することが出来る国保情報集約システムは国民健康保険中央会が関係を表す。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
社会保険被保険者にかかる福祉医療費(一般医療)の審査支払事務の委託	2024年4月1日	社会保険診療報酬支払基金	5, 658, 953, 000	医療費の審査支払事務を行える機関は、国民健康保険団体連合会(国保連合会)と社会保険診療報酬支払 基金(支払基金)の2機関のみとなっており、県内医療機関における福祉医療費(社保分)の請求先につ いては、兵庫県が支払基金と指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
令和6年度神戸市国民健康保険特定健診受診者 に対するインセンティブ付与事業に係る神戸産 農産物発送業務	2024年4月1日	JA兵庫六甲	2, 700, 000	本事業は、神戸市国民健康保険が実施する特定健診の受診者に対し、神戸市内で栽培された農産物を配送	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
神戸市後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの標準システムの 導入に向けた支援業務		有限責任監査法人トーマツ	137, 610, 000		地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局国保年金医療課
ケアプランチェック業務委託契約	2024年4月1日	株式会社日本ビジネスデータープロシングセンター	21, 329, 880	本委託先は、兵庫県より指定市町村事務受託法人指定を受け、介護保険上に規定されているケアプラン点 検を実施している地元企業である。 本事業では、点検結果に基づき居宅介護支援事業所へのヒアリング等を実施するため、一定の圏域内に所	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局介護保険課
リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事 業	2024年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療介護推進財団		当該団体は、病院・施設・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所等の事業運営を実施しており、神戸市における地域包括ケアシステム構築を積極的に推進している団体である。 在宅医療・介護に関する助言相談及びケアプラン作成等、市内の地域包括ケアを支える人材の育成・活動支援の実績がある。回復期リハビリテーションに従事するリハビリ専門職を市内一有しているため、人材確保ができ円滑に業務を継続するためにも適切な委託先である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局介護保険課
神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代 行業務委託契約	2024年4月1日	株式会社電算システム	【基本料】 15,000円/月 【手数料】	平成29年6月に公募型プロポーザル方式により委託決定した㈱電算システムの仕様に合わせて収納データ送受信のシステム整備を行っている。他の事業者に変更する場合、新たな事業者からのデータ受信にも対応するシステム対応が必要であるが、数年後にはシステムの標準化を控えている中、短期間しか運用しない現行システムの改修は経済的な面で好ましくない。また、仕様の変更を繰り返すことは公金収納の安全性からも好ましくない。 収納代行業者の見直しの検討は標準準拠システムが導入される時期と同一のタイミングが望ましい。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局介護保険課
認知症疾患医療センター運営事業委託	2024年4月1日	神戸大学医学部附属病院 医療法人実風会(新生病院) 公益財団法人甲南会(甲南医療センター) 医療法人明倫会(宮地病院) 兵庫県立ひょうごこころの医療センター 神戸市立医療センター西市民病院 医療法人社団顕鐘会(百年記念病院)	69, 805, 000	本事業は、国が定める「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づく設置要件を満たす病院又は 診療所のうち、市長が認知症疾患医療センターとして指定した施設で行うことと定められており、他の病 院等では実施することができないため、市が指定した7か所の認知症疾患医療センターに委託するもので	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局高齢福祉課
認知症初期集中支援事業	2024年4月1日	一般財団法人神戸在宅医療介護推進財団		神戸在宅医療・介護推進財団は、神戸市内の在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービスについての推進を図り、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする団体であることから、本事業で不可欠なチームの中心となる認知症サポート医や市医師会と密接に連携しながら本事業を実施できる唯一の事業者である。また、あんしんすこやかセンターや認知症疾患医療センターをはじめとする関連機関とも密に連携しており、認知症に関する市民からのあらゆる相談に、迅速にかつ丁寧に対応できるため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局福祉局高齢福祉課
KDBシステムの利用に係る委託業務	2024年4月1日	兵庫県国民健康保険団体連合会	19, 152, 000	KDBシステムは、制度上、各都道府県の国民健康保険団体連合会が管理・運営する標準的なシステムであり、本市国保が委託可能な団体は、兵庫県国民健康保険団体連合会の他にない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
特定健診未受診勧奨業務	2024年4月1日	株式会社キャンサースキャン	30, 359, 890	本事業においては、膨大な受診履歴や問診票回答等のビックデータを、AIを用いて解析を行い、効果的かつ効率的に対象者を抽出することとしている。本事業の解析に必要なAIについては株式会社キャンサースキャンが特許を取得しており、本業務で求められる高い技術・ノウハウを有している。また、令和6年度は、対象者の属性・性向に応じて、ハガキもしくはSMSを選択して勧奨することを予定しているが、SMS勧奨については最も経済的かつ効率的な方法として、兵庫県のモデル事業(本業務対象外)に参加する。株式会社キャンサースキャン及び兵庫県国民健康保険団体連合会は、当該モデル事業の受託者として選定されており、対象者選定や通知時期の調整、効果検証等の観点で、当該事業者が本業務を一体的に実施することが最も効率的である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
特定健診受診者の事後指導等	2024年4月1日	公益財団法人兵庫県予防医学協会	20, 615, 700	本業務では、対象者の生活背景や健診結果を捉えた効果的・効率的な利用勧奨・事後指導を行うとともに、生活習慣病の特性を踏まえた事業プログラムを立案・運営することが求められる。 兵庫県予防医学協会は本市の特定健診・特定保健指導を受託し、全市の受診者の半数程度をカバーするとともに、健康ライフプラザで同協会が行う特定保健指導は、実施機関の中で唯一利用率が80%を超えるなど、高い実績を挙げている。このことから、同協会は、多数の対象者に高い専門性をもって本業務を遂行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課

	,				
令和6年度あんしんすこやかセンター事業	2024年4月1日	53法人76か所	令和2年度、センター運営を受託する事業者を公募し、外部有識者等により構成する選考評価委員会にて選考を実施後、令和2年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において、令和3年~8年度の間、事業を受託・実施することが妥当であると承認された法人と契約を行う。(うち1圏域は令和4年度に事業者を公募し、法人決定)また、地域の高齢者を支える中核機関として介護保険サービスに関する知識や実績が必要であるため、神戸市内において、介護保険サービスを提供する事業所を有している法人を選定している。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
国民健康保険システム改修業務(マイナ保険証 対応/6年度作業)	2024年4月1日	富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼動している。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれらを有する唯一の業者である。	地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める 政令第11条	福祉局国保年金医療課
おかもと障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸明輪会	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
うおざき障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸明輪会	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
たちばな障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人新緑福祉会	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
ほくしん障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人フレンド	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
たにがみ障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人かがやき神戸	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
にしだい障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸明輪会	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
きたすま障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
たるみみなみ障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人すいせい	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
にしこうべ障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人かがやき神戸	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
たまつあけぼの障害者相談支援センター業務	2024年4月1日	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、令和2年度に公募に基づいて選定された。 障害者相談支援センターの運営については、専門性を有する人材の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、毎年度事業評価を確認し、神戸市地域自立支援協議会運営委員会において、履行状況が良好との評価を得ている。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課
障害者基幹相談支援センター運営	2024年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	基幹相談支援センターについては、中部在宅障害者福祉センターの指定管理業務に位置付け、指定管理者選定を行い、当法人に選定された。 11,660,000 当法人は基幹として市内19カ所のセンターや特定相談支援事業所の総括を担い連絡会や研修会の開催など実績を有し、相談支援専門員の初任者研修等企画運営へ参画し、兵庫県下の圏域コーディネーターとの連携を図るなど専門性が高く、人材育成はネットワーク構築等のノウハウもかなり蓄積されており、同水準の運営ができる法人は他にいない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害者支援課

	1		т.		<u> </u>
障害者地域生活支援拠点事業運営(東灘区)	2024年4月1日	社会福祉法人協同の苑	71, 078, 219 	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(灘区)	2024年4月1日	社会福祉法人新禄福祉会共同事業体	65, 864, 219	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(中央区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会社会福祉法人神戸明輪会共同事業体	166, 382, 335 - -	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託 地方自治法施行令第167条のおる必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(兵庫区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	65, 798, 219 :	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(北区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	149, 892, 338	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(長田区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 社会福祉法人みらい 共同事業体	68, 438, 219	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(須磨区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	160, 902, 129	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(垂水区)	2024年4月1日	社会福祉法人ヨハネ会	65, 798, 219	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施している。	2 福祉局障害者支援課
障害者地域生活支援拠点事業運営(西区)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	164, 740, 219	本事業は、障害者が地域で安心して生活できることを目的に、平成30年度より整備を進め、令和2年度で全区整備が完了した新規事業であり、別紙の各事業者は、開設時において当該拠点が有する各機能を一体的かつ安定的に運営できる唯一の事業者として選定された。 障害者地域生活支援拠点の運営については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 なお、本事業者は、専門的な知識を有する職員を一定確保しており、設置区内における関係機関との連携や、短期入所事業の緊急受入において利用者の特性に応じた柔軟な対応という点において、特に良好に実施していることを確認している。	2 福祉局障害者支援課

			水法院宇老和沙の口は 院宇老士授に中継がもり 院宇老仏宗状体が身にお担託で、ウベーブ和沙でも		
神戸市発達障害者相談窓口運営業務に係る委託 契約(東部)	2024年4月1日	社会福祉法人新緑福祉会 12, 252, 000	・発達障害者相談窓口は、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。・社会福祉法人新緑福祉会、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R3~R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担う障害者地域生活支援拠点事業も実施するなど、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・社会福祉法人かがやき神戸、社会福祉法人すいせいは、障害者相談支援センター併設を要件とした令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者相談窓口運営業務に係る委託 契約(中部)	2024年4月1日	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団 13,752,000	・発達障害者相談窓口は、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。 ・社会福祉法人新緑福祉会、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R3~R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担る際害者地域は共産環境を構築	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者相談窓口運営業務に係る委託 契約(北部)	2024年4月1日	社会福祉法人かがやき神戸 12, 252, 000	・発達障害者相談窓口は、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。・社会福祉法人新緑福祉会、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R3~R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担う障害者地域生活支援拠点事業も実施するなど、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・社会福祉法人かがやき神戸、社会福祉法人すいせいは、障害者相談支援センター併設を要件とした令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
神戸市発達障害者相談窓口運営業務に係る委託 契約(西部)	2024年4月1日	社会福祉法人すいせい 12, 252, 000	・発達障害者相談窓口は、障害者支援に実績があり、障害者や家族等が身近な場所で、安心して相談できる体制がある法人へ事業委託することを基本としている。このため、①障害者相談支援センターを運営する法人であること、②交通の利便性の高さを委託要件としている。・社会福祉法人新緑福祉会、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団は、在宅障害者福祉センターの指定管理(R3~R7)を受け、障害者相談支援センターを運営するとともに、障害者を地域で見守る体制づくりを担う障害者地域生活支援拠点事業も実施するなど、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・社会福祉法人かがやき神戸、社会福祉法人すいせいは、障害者相談支援センター併設を要件とした令和2年度の公募に基づき選定し、関係機関や地域の社会資源と連携した相談業務を行い、関係機関や社会資源とのネットワークによる支援を構築し、十分な障害者支援の実績を有している。・当課における実地調査では、履行状況は良好と判断しており、発達障害に関する専門職の確保や、利用者に対する継続的な対応の必要性、安定的かつ効率的な事業遂行という観点から、当該年度も引き続き当法人に委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
しごとサポート運営業務委託契約(東部)	2024年4月1日	株式会社アソシア 18, 556, 000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、北部が平成30年度、東部・西部が令和2年度に公募に基づき選定された。北部に関しては、公募時、一年度更新、更新回数の上限を設定していなかったため、東部・西部の次回の公募時期に併せて3箇所一括公募することとする。しごとサポート運営業務は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者が、障害者を雇用に結びつけるための個別支援計画や、就職状況、雇用後の定着支援等を良好に実施していることを実地調査にて確認済み。調査内容をしごとサポート実施事業者評価委員会において提示し、運営が適正であることを確認していただく予定である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
しごとサポート運営業務委託契約(北部)	2024年4月1日	社会福祉法人陽気会 18,556,000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、北部が平成30年度、東部・西部が令和2年度に公募に基づき選定された。北部に関しては、公募時、一年度更新、更新回数の上限を設定していなかったため、東部・西部の次回の公募時期に併せて3箇所一括公募することとする。しごとサポート運営業務は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者が、障害者を雇用に結びつけるための個別支援計画や、就職状況、雇用後の定着支援等を良好に実施していることを実地調査にて確認済み。調査内容をしごとサポート実施事業者評価委員会において提示し、運営が適正であることを確認していただく予定である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
しごとサポート運営業務委託契約(西部)	2024年4月1日	社会福祉法人すいせい 18,556,000	本事業は、5年に一度公募を行うこととしており、本事業者は、北部が平成30年度、東部・西部が令和2年度に公募に基づき選定された。北部に関しては、公募時、一年度更新、更新回数の上限を設定していなかったため、東部・西部の次回の公募時期に併せて3箇所一括公募することとする。しごとサポート運営業務は、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な業務遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。なお、本事業者が、障害者を雇用に結びつけるための個別支援計画や、就職状況、雇用後の定着支援等を良好に実施していることを実地調査にて確認済み。調査内容をしごとサポート実施事業者評価委員会において提示し、運営が適正であることを確認していただく予定である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課

失語症者向け意思疎通支援者派遣及び養成研修 等事業	2024年4月1日	一般社団法人兵庫県言語聴覚士会	当事業は、①意思疎通が困難な失語症者に対し、意思疎通の支援と介助を行う支援者を派遣、②またその支援者を養成するものであり、地域生活支援事業として①は市必須事業、②は県必須事業である。兵庫県下の登録失語症者数は少ないため、事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、兵庫県と県下の中核市及び本市の3者共同事業として実施している。	目治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
障害者福祉センター会議室等管理業務	2024年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	当法人は、障害者福祉センターが所在する総合福祉センターの全体の指定管理団体であり、建物全体の管理業務を実施している。本業務は同じ建物内にあって障害者を対象とする当れたターの党会議案等の登室	目治法施行令第167条の2	福祉局障害福祉課
神戸市就労支援事業委託契約	2024年4月1日	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 就労支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市就労準備支援事業委託契約	2024年4月1日	一般社団法人キャリアエール	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 就労準備支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市臨床心理士サポート事業委 託契約	2024年4月1日	一般社団法人キャリアエール	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。 臨床心理士サポート事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的な ケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必 要がある。 なお、本事業者は、学識経験者等で構成する令和5年度神戸市生活困窮者自立支援事業等委託団体審査委員会 (令和6年2月15日開催)において、履行状況が良好との評価を得ている。	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
生活保護費の支払事務委託契約	2024年4月1日	株式会社三井住友銀行	7,832,000 本事業者は、本市の指定金融機関であり、従前から生活保護費の支払業務に関わっている。	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
生活困窮者学習支援事業	2024年4月1日	N P O 法人ブレーンヒューマニティー N P O 法人こうベユースネット 株式会社トライグループ	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。学習支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的な なって対応の必要性に終え、完定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度ま引き続き本事業者に季託す	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
オンライン型生活困窮者等学習支援事業	2024年4月1日	株式会社トライグループ	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。オンライン型学習支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
家計改善支援事業	2024年4月1日	社会福祉法人グリーンコープ	本事業は、3年に一度プロポーザル方式による事業者選定を行っており、本事業者は、令和5年度に選定された。家計改善支援事業の実施については、専門性を有する人員の確保や、個別の利用者に対する継続的なケース対応の必要性に鑑み、安定的かつ効率的な事業遂行のため、当該年度も引き続き本事業者に委託する必要がある。 11	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
要援護者支援センター運営事業委託契約	2024年4月1日	社会福祉法人(21法人)	要援護者支援センターについては、基幹福祉避難所等医機能に基づき、施設の立地や規模を踏まえ、公設 民営施設である全市12箇所の高齢者介護支援センターに加え、有識者による検討会(平成30年10月開催) での意見を参考として、9箇所の特別養護老人ホームを指定しており、当該事業者でなければ事業の目的を 達成しえない。	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
国民年金システム移行(OS・ソフトウェア更新)調達作業支援	2024年4月3日	株式会社JSOL	現行の国民年金システムは本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラノ仕様等にかれる知識を保有することが必須となる。そのため、本事業者に本業	目治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
「オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務」及び「オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務及び公的個人認証サービスの電子証明書を利用して行う事務」	2024年4月30日	兵庫県国民健康保険団体連合会 公益社団法人国民健康保険中央会 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険法第36条第3項に基づき実施する電子資格確認等の事務については、医療保険分野における効率化等を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び国民健康保険	目治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
神戸市暮らし支援臨時特別給付金支給関連業務 に係る委託契約 (新たに住民税非課税等となる世帯への給付)	2024年5月1日	パーソルテンプスタッフ株式会社	本事業は物価高騰に苦しむ低所得世帯の生活を支援するため、受付から支給まで迅速に対応する必要がある。委託先においては、今までの神戸市暮らし支援臨時特別給付金業務の受託実績があり、給付業務に必要なシステムの構築等について、限られた期間で迅速かつ正確に対応するためのノウハウを有している。 要なシステムの構築等について、限られた期間で迅速かつ正確に対応するためのノウハウを有している。 また、去年の7月に支給を開始した「令和5年度非課税世帯への給付金事業」の受託事業者であり、現在 も当該事業を行っているところであり、同事業から大きな制度変更もなく、現在の給付金業務にも精通し ており、早急かつ確実な給付につなげることができることから随意契約を行うものである。	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市定額減税・調整給付に対する問合せ・給 付金処理業務に係る委託契約	2024年5月7日	パーソルテンプスタッフ株式会社	定額減税・調整給付金業務を一括して委託するにあたり、問合せ対応およびそれに伴う事務センター・ コールセンター用システムの構築・保守運営業務等を開始したが、確認書等作成及び発送業務・問い合わ	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
神戸市定額減税・調整給付に対する問合せ・給 付金処理業務に係る委託契約	2024年5月7日	パーソルテンプスタッフ株式会社	本事業は対象者からの問い合わせに対して、個々の税情報等に応じて、適切に対応・案内し、給付まで完 了する必要がある。委託先においては、今までの神戸市暮らし支援臨時特別給付金業務の受託実績があ り、対象者からの問い合わせや給付業務に必要なシステムの構築等について、限られた期間で迅速かつ正	目治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課

なり切りはないことに、フサギ#R庭の日本 」		株式会社日立製作所神戸支店		本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハード		
第9期制度改正対応による基準費用額の見直しに係る介護保険システム改修(R7実施分)	2024年5月15日		9, 472, 100	ウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本 システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
北須磨支所の所属名変更に係る介護保険システ ム改修	2024年5月15日	株式会社日立製作所神戸支店	14, 962, 200	本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、制度や業務要件に関する知識ならびに本システムのハードウェア・ソフトウェアに関する技術が必要である。これらの十分な知識とノウハウを有しているのは、本システムの構築業者かつ運用保守業者である(株)日立製作所のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
後期高齢者医療被保険者証(年次)引抜·発送 業務	2024年6月12日	東洋紙業株式会社	2, 860, 000	当該事業者は、広域連合において入札を行った結果、被保険者証の作成業者に決定した事業者であり、なお本業務は、広域連合が作成した被保険者証を各市町へ納品してから発送するという一体の関係にある業務である。 納品から発送まで約1週間という短期間内に行う必要があるため、被保険者証の受け渡し等のタイムラグが発生すると、スケジュール的に不可能となる。また、紛失等のリスクの観点からも、複数の業者を介入させることは避けなければならない。 そのため、本業務は、被保険者証の作成から発送まで一連の流れの中で行うことが可能である証作成業者以外には行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
後期高齢者医療システムサーバ基盤保守業務	2024年6月21日	株式会社インテック	25, 886, 300	株式会社インテックはデジタル戦略部が構築した仮想化基盤上において本市の独自仕様に基づき後期高齢者医療システムの認証などの各サーバや仮想端末(VDI)、及びネットワーク環境の設計構築を行い、本市の後期高齢者医療システムの基盤構成を熟知している。また、本委託業務はネットワークやサーバ設計などのシステム基盤構築と密接不可分の関係にあり、設計・構築を行った株式会社インテック以外に保守させた場合、システム基盤環境の使用に著しく支障が生じるおそれがあり、また瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。以上のことから、必要な要件を熟知する株式会社インテックに委託することが、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
国民年金の業務効率化に係るシステムの機能追 加	2024年6月28日	株式会社JSOL	14, 179, 000	届書受付管理システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
高齢者向け体操番組「KOBE元気!いきいき!!体操」番組の追加素材制作に係る委託契約	2024年7月24日	株式会社サンテレビジョン	1, 155, 000	過年度においても「KOBE元気!いきいき!!体操」番組の実績がある神戸市内に本社を置く唯一の地元密着型のテレビ局であるため。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
国民年金システム支援措置情報反映対応等及び マニュアル整備	2024年7月31日	株式会社JSOL	11, 000, 000	国民年金システムは、本事業者が開発してきた本市固有のシステムである。本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 また、本事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム保守に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。そのため、本業務を正確かつ円滑に遂行できるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局国保年金医療課
生活保護システム就労自立給付金・進学準備給 付金法改正対応業務	2024年8月28日	株式会社アイネス関西支社	2, 921, 600	生活保護システムは(株)アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している株式会社アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
後発医薬品使用促進に係る委託業務	2024年9月1日	一般社団法人神戸市薬剤師会	3, 306, 068	国通知で、薬局が後発医薬品の調剤をしなかった場合は、福祉事務所において理由の把握をすることとなっているが、医薬品について専門的な知識と技術をもつ薬剤師・調剤薬局と連携して後発医薬品の使用促進および把握をする方が効率的である。神戸市薬剤師会は、神戸市内の薬剤師の9割以上を会員としており、薬剤師・調剤薬局との信頼関係が十分に築かれている。そのため、本事業は神戸市薬剤師会に委託するのが妥当であると考える。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
生活保護システムの改修(4件)	2024年9月2日	株式会社両備システムズ	1, 366, 200	生活保護システムは(株)アイネス関西支社が著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」をベースに再構築を行っている。そのため本委託事業を正確かつ円滑に遂行できるのは、パッケージ・ソフトウェア製品の著作権を有し、かつ開発に従事し十分なノウハウを有している(株)アイネス関西支社のみである。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局くらし支援課
介護認定審査会支援システムマニュアル整備業 務	2024年9月2日	株式会社両備システムズ	1, 366, 200	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	地方自治法施行令第167条の2	福祉局介護保険課
しあわせの村改修工事業務	2024年9月30日	一般財団法人神戸住環境整備公社	49, 434, 000	「公共工事の品質確保の促進に関する法律 」第 22 条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。神戸住環境整備公社は、公共工事に関する専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、上記条件を備えている。また、しあわせの村の施設管理者として現場の状況や調整事項も熟知していることから、随意契約の対象として最も適する団体である。	地方自治法施行令第167条の2	福祉局政策課